

平成23年度決算を認定

財政健全化判断比率はすべて 健全

※千円単位は切り捨て

		平成23年度	前年度比
一般会計	歳入 (1年間の収入)	449億4,385万円	0.7%増
	歳出 (1年間の支出)	432億6,287万円	0.3%増
特別会計	歳入	248億9,538万円	4.5%増
	歳出	239億7,624万円	3.8%増

(注) 特別会計は14会計の合計額です。



討論

今定例会では、決算2件に対して討論を行いました。

平成23年度 一般会計決算

反対 岡寄 郁子議員

市民生活を最優先に考え、市民生活を守れ

税金を払いたくても払えないほど税負担は重く、その市民生活の実態を十分考慮することなく、給与や預金など、直ちに生活に直結するものに対して差し押さえを行っている。改めて改善を求める。
第5次行政改革プランでは、「受益と負担の公正」「安定した財源の確保」などを理由に、下水道料金や学童保育料の改定などの方針が掲げられている。行政改革の実施に当たっては市民生活を最優先に考え、市民生活を守るという市政本来のあり方と逆行するようないことがあってはならない。

賛成 秋元 良夫議員

今まで以上に効率的で効果的な行政運営を

行政改革プランは、最少の経費で最大の効果を上げるためにも欠かせない取り組みである。今後とも財政運営に厳しさが増す一方で、各種行政需要が増大する現状においては、今まで以上に効率的で効果的な行政運営を図っていく必要がある。市税に関しては、厳しい状況の中で公正を確保し、適正な課税を担保しつつ差し押さえ等の滞納処分を適正に

反対 花井 伸子議員

法に定められている減免をしつかり施行せよ

平成23年度国保税率例の見直しが行われ、医療費分・支援助費分の税率見直し、低所得世帯へ7・5・2割軽減の適用、賦課限度額5万円の負担増、資産割・平等割を廃止し、全体で約2800万円負担増の改正となった。

結果として、滞納世帯は約2%減少したが、改正時、心配したとお

平成23年度国民健康保険特別会計決算

賛成 山崎 雅俊議員

税制改正により低所得者の滞納率は減少

平成23年度に実施した国保税の税制改正により、新たに約2600世帯が低所得者軽減対象となり、低所得者の滞納率は減少、平等割の廃止に加え資産割の廃止により、居住用資産を所有している年金受給者は所得に応じた負担だけとなった。

一方、平成23年度国保税の調定は、対前年度比99・3%を維持し、収納率は1・2%上昇、平成22年度までに比べ、納めやすい税制へと改められた。国民健康保険財政は、適正に運営されており、本決算認定に賛成する。

※討論……提出された議案等の審議の最終段階で、賛成・反対の意見を述べることを討論と言います。

平成23年度決算 監査報告

「すべての会計で健全財政を堅持」

鶴森 寿士代表監査委員



一般会計について、実質収支額は約15億8千万円の黒字となっている。歳入は前年度と比べて0・7%の増。歳入の根幹である市税については、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、都市計画税のすべてにおいて前年度と比べて増となっている。一方、歳出は、前年度比0・3%の減となっている。
特別会計については、実質収支額は約8億9千万円の黒字となっている。
水道事業会計については、収益的収支の純利益は、前年度と比べて約3700万円の増となっている。

増となっている。これは、大規模マンション開発に伴う負担金が増加したことによる。資本的収支については、約10億円の不足となっており、損益勘定留保資金や減債積立金などで補てんされている。水道事業の経営指標でもある有収率は94・7%で、6年ぶりに減となっているものの、いまだ高い水準を維持している。
審査の結果、一般会計、特別会計及び水道事業会計は、いずれも健全財政が堅持されていることを確認した。

水道事業会計

収益的収入	25億6,787万円
収益的支出	22億2,155万円
資本的収入	2,461万円
資本的支出	10億2,800万円

財政の健全化判断比率の報告

健全化判断比率	23年度
実質赤字比率	(12.00)
連結実質赤字比率	(17.00)
実質公債費比率	4.9 (25.0)
将来負担比率	37.5 (350.0)

単位%

(注) ①()は早期健全化基準を示す。

②赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「-」表示となります。

※健全化判断比率とは

自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことをねらいとして、制定されたものです。



議会モニターからの提言

前号に続き、議会モニターから提出されました提言につきまして、戸田市議会の検討結果をお知らせいたします。

提言等の要旨	検討結果
議長選出方法の見直し 「各会派の順送り人事で、数合わせ投票」で決まっているのではないかと。 [提言内容] ①立候補できる対象議員は議員経験「4期目」以上とする。 ②議長選挙を実施するに当たり、立候補者の議会運営方針や抱負、議会改革への見解などに対して、議員による「ポイント制(1点~3点)」を導入し、最高得点者を議長に選出する。	本市議会では、平成23年に引き続き、平成24年にも議長選挙において所信表明会を実施し、その結果、投票数が同数であったため、公職選挙法の規定に基づき、くじ引きにより、議長を選出いたしました。 以上のように、議長になろうとする者が自発的に所信表明を行っており、議長は、「各会派の順送り人事で、数合わせ投票」で決まっているわけではありません。また、議長選挙に当たって、各議員は、所信表明の内容はもちろんのこと、立候補者の人格や経歴など総合的に判断して投票を行っており、所信表明の内容に限定したポイント制の導入はなじまないものと考えます。